

瀬戸内町農業委員会総会議事録

1.開催日時 平成 31 年 4 月 19 日 (金) 10 時 00 分から 11 時 00 分

2.開催場所 瀬戸内町役場 3 階 会議室

3.出席委員 (10 人)

会長	11 番	堯	文俊
会長職務代理者	8 番	永井	利一
	1 番	田中	勝弘
	2 番	碩	悟
	3 番	岡野	正郎
	5 番	元	克美
	6 番	豊田	孝一郎
	7 番	森山	和雄
	9 番	川島	博
	10 番	数原	菊美

4.欠席委員 (0 人)

5.議事日程

第 1 報告第 2 号 人事案件について

第 2 議事録署名委員の指名について (8 番・9 番)

第 3 会期の決定について

第 4 議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可について

第 5 議案第 10 号 農業経営基盤許可促進法による利用権設定について

第 6 議案第 11 号 下限面積 (農地法第 3 条関係) の決定について

第 7 報告第 3 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について

第 8 協議会

(1) 行事予定について

(2) その他

6.農業委員会事務局職員

事務局 長	中村	和仁
農地農政係 長	徳田	和正
次長兼農地農政係長	松本	博和
主 査	西田	大五郎

7.会議の概要

事務局長	<p>みなさん、おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから、平成31年第4回瀬戸内町農業委員会総会を開催いたします。皆様、ご起立をお願いします。一同礼、ご着席ください。それでは、はじめに堯会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
議長	挨拶
事務局長	<p>ありがとうございました、それでは、議事に入る前に、本日の出席状況のご報告をいたします。本日の出席委員は10名で定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>(農業委員会法27条第3項)過半数以上)</p> <p>それでは、瀬戸内町農業委員会会議規則第6条により本会の議長は、会長が務めるとなっていますので、以降の議事進行につきましては、堯会長をお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>日程1 議事録署名委員の指名について</p> <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び、会議書記の指名を行います。瀬戸内町農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名員ですが、議長より指名させていただくことにご異議ありませんか。8番：永井委員・9番：川島委員</p>
	<p>日程2 会期の決定</p> <p>本日限りと致します。</p>
	<p>それでは、日程第3の報告第5号の「人事案件について」を事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>日程第3の報告第2号「人事案件について」資料の3ページをお願いします。平成31年4月1日付けで、職員の異動がありましたので報告いたします。転出者「徳田和正」農業委員会事務局農地農政係長から教育委員会社会教育課へ出向いたしました。</p> <p>次に、転入者「松本博和」財産管理課課長補佐から農業委員会事務局次長兼農地農政係長として着任しております。</p> <p>臨時職員として、「堯 和江」さんが、3月31日付けで退職しました。後任に、図書館郷土館から「大江千鈴」さんが着任しております。</p> <p>以上であります。</p>
議長	<p>転出、転入者からの挨拶をお願いします。(徳田、松本、大江)</p>
	<p>それでは、日程4の議案第9号の「農地法第3条の規定による許可について」を議案と致します。この案件については、8番委員(永井委員)と吉見推進委員、事務局から2名が現地調査していますので永井委員の方から説明をお願いします。</p>

<p>8 番委員</p>	<p>それでは、議案第 9 号「農地法第 3 条の規定による許可について」報告いたします。現地調査には、私と吉見推進委員と事務局から 2 人、計 4 人です。</p> <p>土地の表示が、瀬戸内町大字古志字中田ノ一 352 番 1、地目「畑」で、面積 630 m²、同じく大字古志字ノ一 352 番 2、地目「畑」で、面積 201 m²、の 2 筆で合計面積は 831 m²です。対価はありません。譲渡人が、瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地、「〇〇〇〇」氏です。譲受人が、瀬戸内町大字〇〇〇〇〇番地、「〇〇〇〇」氏です。理由は贈与です。農地所有経営面積等は記載に示したとおりです。以上で、調査報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>只今、8 番委員の方から調査の報告が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。採決を行いたいと思います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>賛成多数でございますので、議案第 9 号は原案のとおり可決致しました。</p> <p>それでは、日程 5 の議案第 10 号「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を議題と致します。この案件については、事務局の方から説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、日程 5 の議案第 10 号の「農業経営基盤強化促進法による利用権設定について」を説明いたします。資料の 6 ページから 9 ページでご説明いたします。まず、6 ページをご覧ください。利用権設定の公告日は、平成 31 年 4 月 26 日を予定しております。内容は、畑の 10 件の 11 筆です。貸し手が 9 人で（のべ 10 人）、借り手が 4 人で（のべ 10 人）となっております。</p> <p>それでは、個々にご説明いたします。9 ページをご覧ください。整理番号 8 番、所在地が瀬戸内町大字嘉鉄字仲田 938 番、面積が 535 m²、地目が「畑」です。貸し手が「〇〇〇〇」氏で借り手が「〇〇〇〇」による果樹の生産拡大を図るもので、10 アール当たり賃借料〇〇〇〇円で 10 年間の賃貸借期間となっております。</p> <p>次に整理番号 9 番、大字嘉鉄字仲田 939 番、面積 638 m²、地目が「畑」です。貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」による果樹の生産拡大を図るもので、10 アール当たり賃借料〇〇〇〇円で 10 年間の賃貸借期間となっております。</p> <p>次に整理番号 10 番、大字嘉鉄字仲田 940 番、面積 1017 m²、地目が「畑」で、貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」による果樹の生産拡大を図るもので、10 アール当たり賃借料〇〇〇〇円で 10 年間の賃貸借期間となっております。</p>

事務局（続き）	<p>次に、整理番号 11 番、大字嘉鉄字下山田 833 番 7、面積が 1027 m²、地目が「畑」です。貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」による飼料生産の更新を図るもので、10 アール当たり賃借料〇〇〇〇円で 10 年間の賃貸借期間となっております。</p> <p>次に、整理番号 12 番、大字嘉鉄字仲田 911 番、面積が 708 m²、地目が「畑」です。貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏で、果樹の生産拡大を図るもので、10 アール当たり賃借料〇〇〇〇円で 10 年間の賃貸借期間となっております。</p> <p>次に、整理番号 13 番、大字嘉鉄字仲田 912 番、面積が 414 m²地目が「畑」です。貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏で、果樹の生産拡大を図るもので、10 アール当たり賃借料〇〇〇〇円で 10 年間の賃貸借期間となっております。</p> <p>次に、整理番号 14 番、大字嘉鉄字久保田 1164 番、面積が 739 m²同じく大字嘉鉄字久保田 1517 番、面積が 1517 m²で 2 筆の合計面積は、2,256 m²、2 筆とも地目「畑」で、貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「〇〇〇〇」氏による新規の使用貸借であります。生産作物は「野菜・果樹」で 10 年間の使用貸借期間となっております。</p> <p>次に、整理番号 15 番、大字阿室釜字小勝 36 番、面積が 105 m²、地目が「畑」です。貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「農業法人〇〇〇〇」で、果樹の生産拡大を図るもので、10 アール当たり賃借料〇〇〇〇円で 10 年間の賃貸借期間となっております。</p> <p>次に、整理番号 16 番、大字阿室釜字小勝 37 番、面積が 228 m²、地目が「畑」です。貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「農業法人〇〇〇〇」で、果樹の生産拡大を図るもので、10 アール当たり賃借料〇〇〇〇円で 10 年間の賃貸借期間となっております。</p> <p>次に、整理番号 17 番、大字阿室釜字小勝 38 番、面積が 1403 m²、地目が「畑」です。貸し手が「〇〇〇〇」氏で、借り手が「農業法人〇〇〇〇」で、果樹の生産拡大を図るもので、10 アール当たり賃借料 5 〇〇〇〇〇円で 10 年間の賃貸借期間となっております。</p> <p>以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各条件を満たしていると考えます。ご審議くださるよう、お願いいたします。</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明が終わりました。それでは、これから質疑に入ります。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終わらせていただきます。採決を行います。本案件について原案のとおり可決することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>全員賛成ですので、議案第 10 号は原案のとおり可決することに決定しました。</p>

議長	<p>それでは、日程 6 の議案第 11 号の「農地法第 3 条に係る下限面積の決定について」を議題といたします。この案件については、事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案 13 号の農地法 3 条に係る下限面積について、ご説明いたします。・平成 21 年 12 月 15 日に改正された農地法により、耕作目的で農地の売買・貸し借りをする場合の農地面積が、最低 20a（アール）以上でなければ農地法第 3 条の許可ができないという下限面積の要件があり、その下限面積の設定権限が農業委員会に移譲されていることから、本町では下限面積 20 アールと定め、現在に至っております。毎年 4 月の総会で議論をしていただき、承認後に議事録への掲載を行っております。新規就農者等の促進には、下限面積の引き下げも考えられますが、事務局といたしましては、議案の最後の方に各市町村の下限面積をお示し、20 アールの下限面積で設定したいと考えております。委員の皆さんの御承認をお願いします。以上で説明を終わります。 ※農業委員会において下限面積の設定がない場合、法律で規定される 50a が下限面積として適用されます</p>
議長	<p>ただいま、事務局からの説明が終わりました。それでは、これから質疑に入ります。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終わらせていただきます。採決を行います。本案件について原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。全員賛成ですので、議案第 11 号は原案どおり可決することに決定しました。</p> <p>次に、日程 7 の報告第 3 号 1 及び報告第 3 号 2 の「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」一括して事務局より報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第 3 号 1 「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について」を報告します。土地の表示、瀬戸内町大字阿木名字磨加良 1227 番、面積 694 m²と、同じく字阿木名字磨加良 1228 番 1、面積 991 m²、いずれも地目は「畑」で合計面積が 1685 m²の 2 筆です。通知者は、賃借人、瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇番地「〇〇〇〇」氏で、賃借人瀬戸内町大字〇〇〇〇〇〇字〇〇〇「〇〇〇〇」氏であります。</p> <p>これは、農業経営基盤強化促進法による利用権（賃貸借）が双方合意による解約です。合意解約が成立した日は、平成 31 年 3 月 15 日で農地の引き渡しの時期が、平成 31 年 3 月 31 日です。</p> <p>次に、同じく報告第 3 号 2 について、報告いたします。土地の表示、瀬戸内町大字阿木名字嶺畑 1237 番 7、面積 395 m²と、同じく大字阿木名字嶺畑 1238 番 1、面積 282 m²、同じく大字阿木名字嶺畑 1245 番 1、面積 706 m²の 3 筆です。3 筆の合計面積 1383 m²であります。3 筆とも地目は「畑」です。通知者は、賃貸人、瀬戸内町大字〇〇〇〇番地</p>

事務局	「〇〇〇〇」氏で、賃借人が「〇〇〇〇」氏であります。これは、農業経営基盤強化促進法による利用権（賃貸借）が双方合意による解約です。合意解約が成立した日は、平成31年3月15日で農地の引き渡しの時期が、平成31年3月31日です。 以上で報告を終わります。
議長	ただいま、事務局から報告が終わりました。これに基づき、審議を行います。質疑ございませんか。質疑がないようでございますので質疑を終わらせて頂きます。これより、協議会に移りたいと思います。
事務局	行事予定について その他
議長	以上をもちまして、第4回農業委員会総会を終了することにいたします。
事務局長	ご起立をお願いします。 一同 礼 お疲れ様でした。

本議事録は、事務局職員に記載させたものであるが、相違ないので署名する。

平成31年4月19日

署名委員

署名委員